

屋外型トレーニングセンター整備事業企画提案競技実施要領

1 目的

本事業は、県の重点施策である「スポーツランドみやざき」の更なる推進に向け、県が主体となり、シーガイアオーシャンドーム跡地に、ラグビー、サッカー、陸上等のトップアスリート等の合宿拠点として活用できる「屋外型トレーニングセンター」を整備するものである。

本事業の実施に当たっては、民間事業者が持つ高度な創造性、技術力、ノウハウ等を活用することにより、高品質かつ工期の短縮及びトータルコストの縮減等を図るため、設計・施工を一括して発注するものとし、受注業者の選定に当たっては、トップアスリート等に適した技術提案内容や提案価格等により総合的に審査・評価し、受注候補者を選定する「公募型プロポーザル方式」で実施するものとする。

本要領は、公募型プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。

2 発注の概要

- (1) 実施主体 宮崎県
- (2) 契約者 宮崎県 宮崎県知事
- (3) 事業名 屋外型トレーニングセンター整備事業
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (5) 事業内容
 - ① 基本設計・実施設計一式（グラウンド造成、建築、電気設備、機械設備、外構等）
 - ② 土木工事一式（グラウンド造成等）
 - ③ 建築工事一式（建築、電気設備、機械設備等）
 - ④ 工事監理
 - ⑤ 外構工事
 - ⑥ 申請手続及び申請費用※上記①～⑥を統括して「本事業」という。
- (6) 発注上限額 1,826,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 資格要件

- (1) 参加者の構成等
 - ①企画提案書等を提出する者（以下「参加者」という。）は、評価基準日（令和3年10月19日）において、下記の（2）、（3）に掲げる要件を満たしている2者～3者によって結成された特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とする。
 - ②JVの代表者は、構成員において決定された者（以下「JV代表者」という。）とし、JV代表者の出資比率を最大とする。
 - ③構成員は他のJVの構成員として、本企画提案競技に参加しないこと。
 - ④構成員の出資比率の最小限度は、設計業務に参加する者は設計に要する費用の割合とし、施工業務に参加する者は工事費の30%とする。
- (2) JV構成員に共通する参加要件
次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
 - ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。

- ③実施公告日から本契約締結の時までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。「以下「入札参加資格要綱」という。）第10条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- ④宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者ではない者であること。
- ⑤県税（個人住民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。（ただし、宮崎県への納税義務者に限る。）
- ⑥地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあたっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- ⑦宮崎県が発注した「屋外型トレーニングセンター計画策定等支援業務」の受託者である、マルソル株式会社（大阪市阿倍野区橋本町3-8）、又は同社と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える場合とし、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役が、他方の株式会社の代表取締役を兼職している場合をいう。
- ⑧構成員のいずれも経常建設共同企業体の構成員ではないこと。

（3）業務別の参加要件

設計業務及び施工業務を行う者は、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

なお、JVのうち1者が設計業務と施工業務を行う場合は、次の①及び②の両方の資格要件を満たす者とする。

①設計業務に係る要件

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

イ 建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。

ウ 平成18年度から令和3年10月19日までに契約履行が完了したラグビー場、サッカー場、陸上競技場又は野球場のいずれかの体育施設（クラブハウス等の附属施設を含）の新築又は増改築工事に係る設計業務（基本設計・実施設計のいずれでも可）のうち、当該工事に係る部分の延床面積が900㎡以上（観覧席の床面積を除く）の元請としての実績（JVの場合は代表者での実績）があること。

なお、実績に係る発注元は問わない。

エ 要求水準書の「Ⅲ 業務実施に係る要求水準」の1の（3）に記載した技術者等を配置できること。

②施工業務に係る要件

建設工事の種類	土木一式工事
入札参加資格の認定等に関する事項	ア 入札参加資格要綱第7条に基づき、土木一式工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。 イ 施工業務を行う者のうち1者は、宮崎県内に本社を有する者で、かつ土木一式工事と建築一式工事に係る等級区分が特A級に格付けされていること。
建設業の許可に関する事項	建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業（土木工事業）の許可を受けている者であること。
施工実績に関する事項	施工業務を行う構成員のいずれかにおいて、平成18年度から令和3年10月19日までに工事及び引渡しが完了した、天然芝のラグビー場又はサッカー場合計2ヶ所以上の元請としての新設又は改修工事の実績（JV構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る）があること。なお、実績に係る発注元は問わない。
会社の工事成績に関する事項	宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。
配置技術者等に関する事項	要求水準書の「Ⅲ 業務実施に係る要求水準」の2の（1）に記載した技術者等を配置できること。

4 応募の手続等

本事業に募集に係る手続等は、次に定めるところによる。

（1）スケジュール

内 容	日 程
実施公告	令和3年10月19日（火）
参加表明書等の受付期間	令和3年10月19日（火）～11月2日（火）
現地視察	令和3年10月25日（月）、10月26日（火）
参加表明に関する質疑の受付期間	令和3年10月19日（火）～10月22日（金）
参加表明の質疑に対する回答	令和3年10月28日（木）
プロポーザルに関する質疑の受付期間	令和3年10月19日（火）～10月26日（火）
プロポーザルへの質疑に対する回答	令和3年11月2日（火）
参加資格要件の審査（1次）	令和3年11月4日（木）～11月9日（火）
参加資格審査結果通知	令和3年11月10日（水）
企画提案書等の受付期間	令和3年11月11日（木）～11月30日（火）
プレゼンテーション審査（2次）	令和3年12月上旬～12月中旬
審査結果通知	令和3年12月中旬
受注候補者との協議	令和3年12月中旬～令和3年12月下旬
仮契約	令和3年12月下旬
契 約	令和4年3月中旬

（注）スケジュールは多少前後する場合があります。

(2) 参加表明書等の提出

①提出書類

- (ア)参加申込書(様式1)
- (イ)会社概要書(様式2)
- (ウ)業務実績書(様式3)
- (エ)責任者・担当者経歴書(様式4)
- (オ)納税証明書(県税に未納がないことの証明)
- (カ)特別徴収実施確認・開始誓約書(様式5)

※宮崎県内に居住している者を使用している場合に限り提出すること。

- (キ)JV協定書(任意様式)

②提出部数

正本1部

③受付期間

令和3年10月19日(火)から11月2日(火)まで

(受付時間:午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。))

④提出方法

持参又は書留郵便による郵送により、本要領中「9 問い合わせ先及び申込先」に提出すること(受付期限までの消印有効)。なお、郵送により受け付けたときはその旨を連絡するので、連絡がない場合は、電話にて問い合わせること。なお、提出後、記載事項に変更がある場合は、直ちに参加申込書記載事項変更届出書(様式9)を提出すること。

(3) 質問書の受付及び回答

①質問の方法

質問は様式10又は様式11の質問書により、電子メールにて本要領中「9 問い合わせ先及び申込先」へ提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

②質問書の受付期間

参加表明に関する質疑

令和3年10月19日(火)～10月22日(金)午後5時まで

プロポーザルに関する質疑

令和3年10月19日(火)～10月26日(火)午後5時まで

③質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、以下の日程で参加表明書を提出した全ての者に電子メールにより回答する。

参加表明に関する質疑の回答 令和3年10月28日(木)

プロポーザルに関する質疑の回答 令和3年11月2日(火)

(4) 現地視察について

①日時

令和3年10月25日(月)10:00～12:00

令和3年10月26日(火)10:00～12:00

※現地の確認や、施工における注意点等の説明。両日とも同様の内容である。

②申込み方法

現地視察の申込みは、本要領中「9 問い合わせ先及び申込先」へ電話連絡すること。

(5) 企画提案書等の提出

①提出書類

- (ア)企画提案書等提出書(様式6)

(イ)企画提案書（様式7）

(ウ)図面

- ・全体のイメージ図
- ・施設配置図
- ・施設平面図
- ・施設立体図
- ・施設断面図
- ・設備プロット図
- ・仕上表、建具表
- ・その他の必要な図面

※図面はA3サイズをA4に折り込み、ファイリングを行い提出すること。

(エ)設計・工事工程表（任意様式）

(オ)配置予定技術者の名簿（任意様式）

(カ)見積書（様式8または任意書式）

②提出部数

正本1部、副本8部

③受付期間

令和3年11月11日（木）から11月30日（火）まで

（受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。））

④提出方法

持参又は書留郵便による郵送により、本要領中「9 問い合わせ先及び申込先」に提出すること（受付期限までの消印有効）。なお、郵送により受け付けたときはその旨を連絡するので、連絡がない場合は、電話にて問い合わせること。

5 参加資格要件審査（一次審査）

提出された参加表明書等の書類をもとに、「3 資格要件」で規定する要件を満たしているか審査を行い、その結果を令和3年11月10日（水）に参加者に郵送、及び電子メールにて通知する。

一次審査通過者は、4（4）で記したとおり企画提案書等を受付期間中に提出するものとする。

6 プレゼンテーション審査（二次審査）

プレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた提案者を受注候補者として選定する。

(1) 審査委員会

企画提案の審査は、県が定める審査委員会において審査する。

(2) 審査手順

①参加資格要件を満たす事業者を対象とし、企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、評価得点数が最も高い提案者を受注候補者とする。

②最も高い評価得点数を獲得した提案者が複数あるときは、審査委員会での審議によって受注候補者を決定する。

(3) 審査方法

別添の「企画提案競技審査基準書」に基づき評価する。

なお、プレゼンテーション審査の日時については、参加資格要件を満たす全事業者に対して、別途通知する。

(4) 審査結果

審査結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての者に通知する。

なお、審査結果に対する質問や異議には応じないものとする。

7 契約の締結等（受注候補者との協議）

（1）仮契約の締結

本県と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、仮契約を締結するものとする。その際、企画提案書の内容は協議の上、変更する場合がある。なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次点の者と契約締結の協議を行うこととする。

（2）本契約の締結

本事業に係る契約には、県議会の議決を要するため、当該議決を経た時に本契約が成立するものとする。ただし、本契約の日までに参加資格要件を満たさなくなった時は、本契約を締結しないものとする。

（3）契約保証金

契約保証金については、宮崎県工事請負契約約款の規定による。

8 その他留意事項

（1）本企画提案競技及び本業務の受注を通じて、法令を遵守すること。

（2）企画提案及び契約手続に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。

（3）提出された企画提案書等は返却しない。

（4）提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しない。

（5）応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（6）応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

①参加表明書等の提出以降、契約締結までに、本要領中「3 資格要件」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合

②提出期限内に企画提案書等の提出がされなかった場合

③企画提案書等の内容が「屋外型トレーニングセンター整備事業要求水準書」に掲げる設置条件等を満たさない場合

④提出書類に虚偽の記載をした場合

⑤審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

（7）企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

9 問い合わせ先及び申込先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課スポーツランド推進室

電話：0985（26）7108

FAX：0985（26）7327

E-mail：sportsland@pref.miyazaki.lg.jp